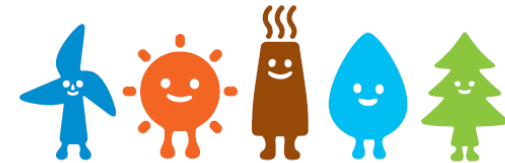


再生可能エネルギーの 固定価格買取制度について



平成24年5月
資源エネルギー庁
新エネルギー対策課

0 背景について



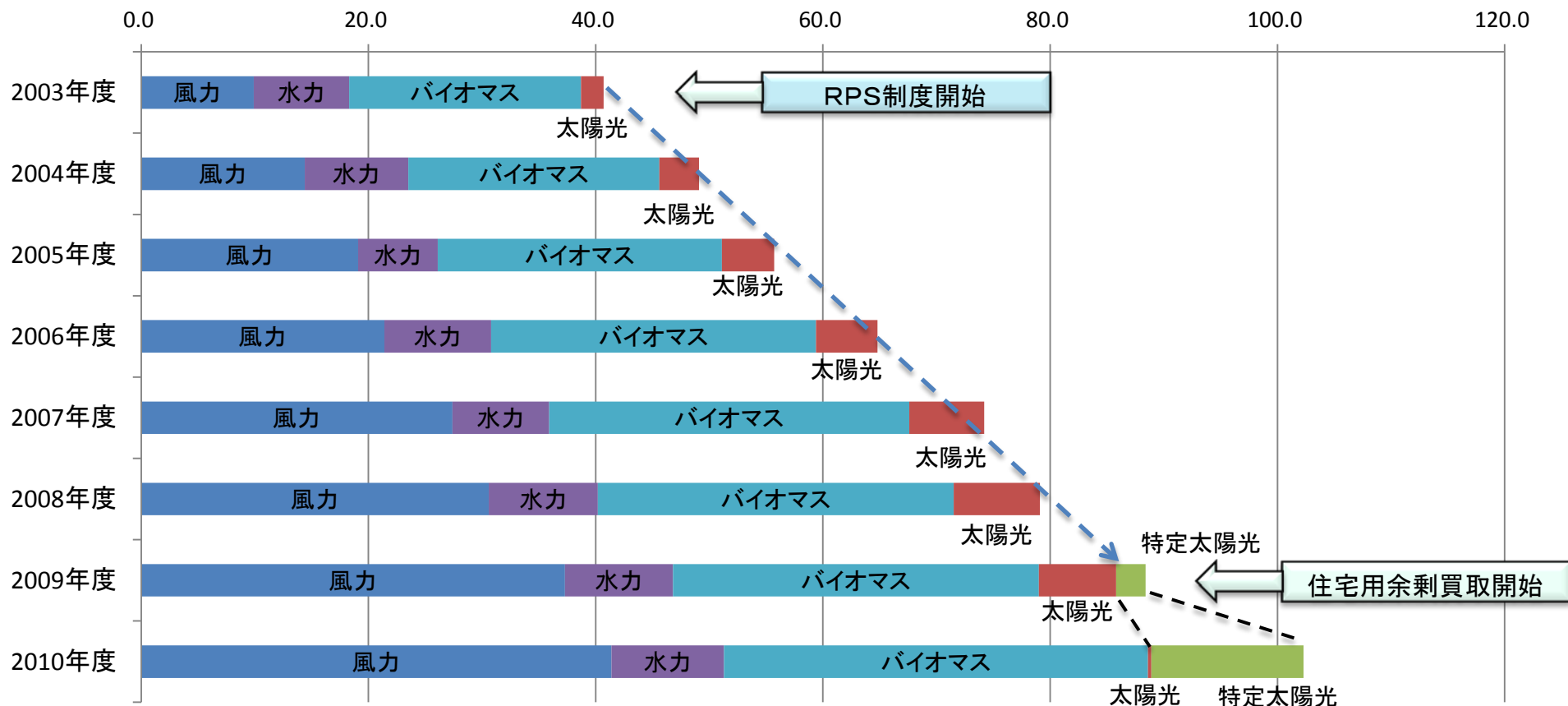
みんなで育てる
再生可能エネルギー

固定価格買取制度にご理解ご協力を

RPS制度の導入と再生可能エネルギー電力供給量の推移

- 2003年に、電力会社に一定量の再生可能エネルギーの活用を義務づけるRPS制度を導入。その後、再生可能エネルギーによる電力供給量は倍増している。

再生可能エネルギー等発電量(電力会社による調達量)の経年変化(億kWh)

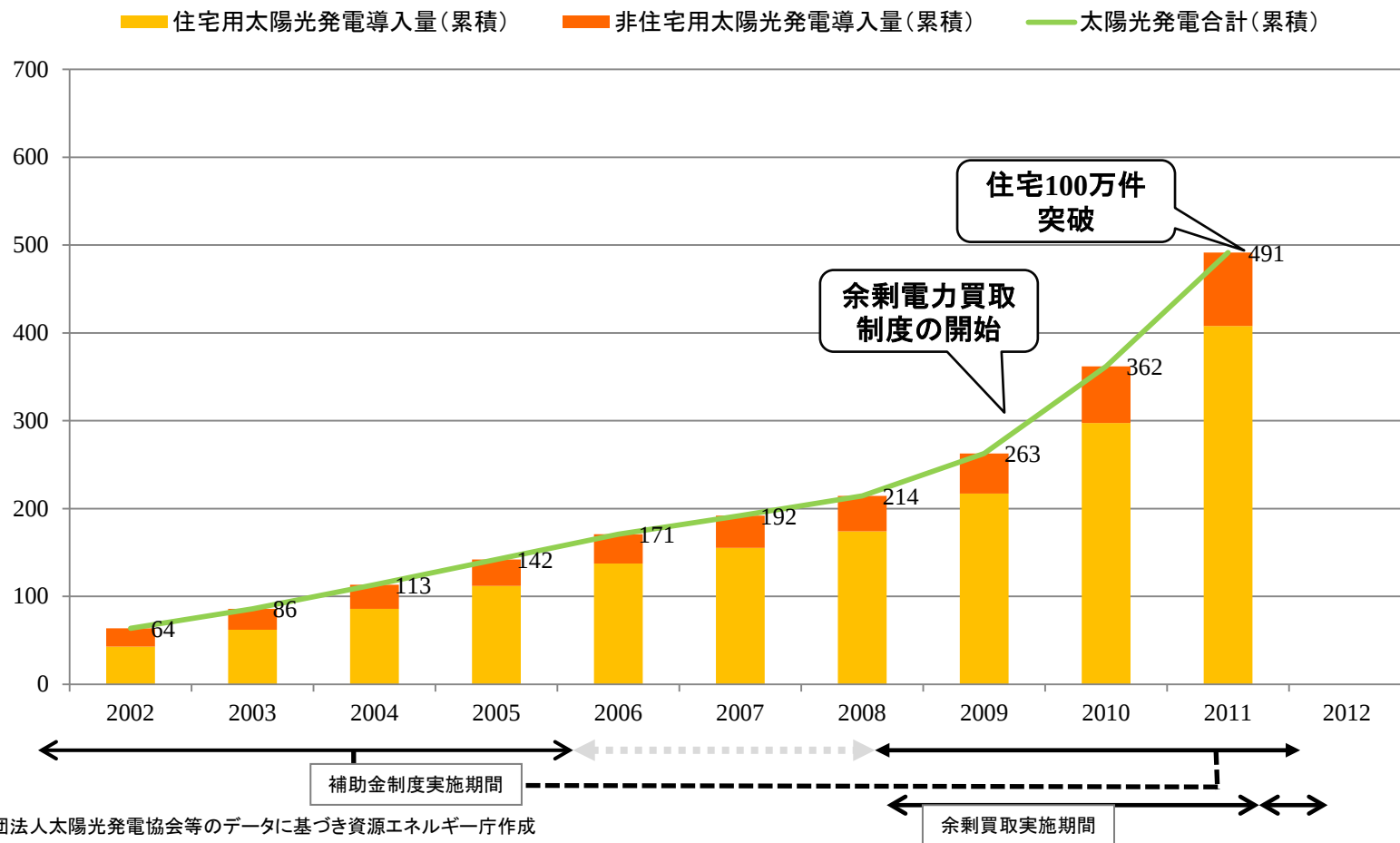


※本データはRPS法の認定を受けた設備からの電力供給量を示したものである。RPS法施行前の電力量、RPS法の認定を受けていない設備から発電された電力量、及びRPS法の認定を受けた設備から発電され、自家消費された電力量は本データには含まれない。

※平成21年11月より余剰電力買取制度の対象となる太陽光発電設備は特定太陽光として算出。

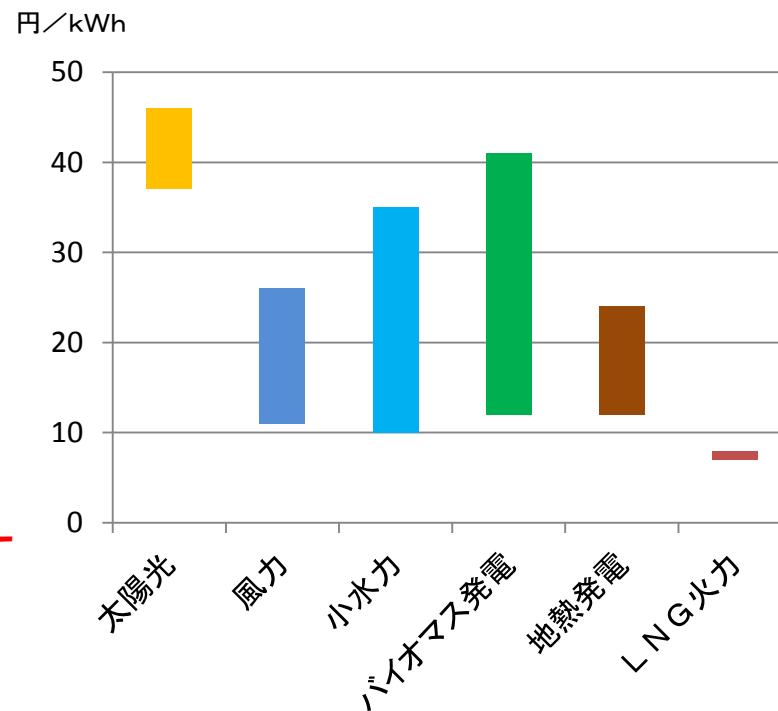
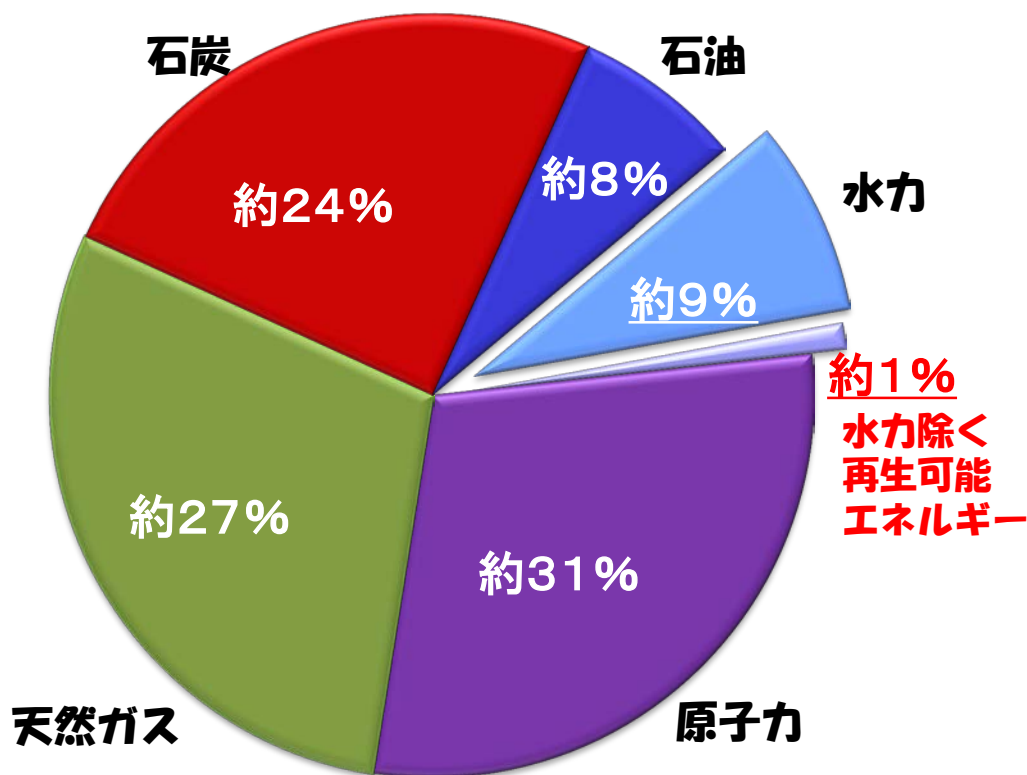
- 2009年には、住宅用太陽光の分野が、余剰買取制度導入により一足先に固定価格による調達に移行。その結果、制度導入前の2008年で累計約214万kW（約50万世帯）だった太陽光発電の導入量が、施行後3年間で491万kW（100万世帯超）へと倍増。

太陽光発電の導入量の推移



- 2009年度の発電電力量のうち、水力発電を除く狭義の再生可能エネルギーは約1%。コスト高が課題。
- 再生可能エネルギーには、まだまだ潜在力あり。再生可能エネルギー特別措置法（固定価格買取制度：F I T）の施行をきっかけに大幅導入拡大の道筋をつけることが必要。

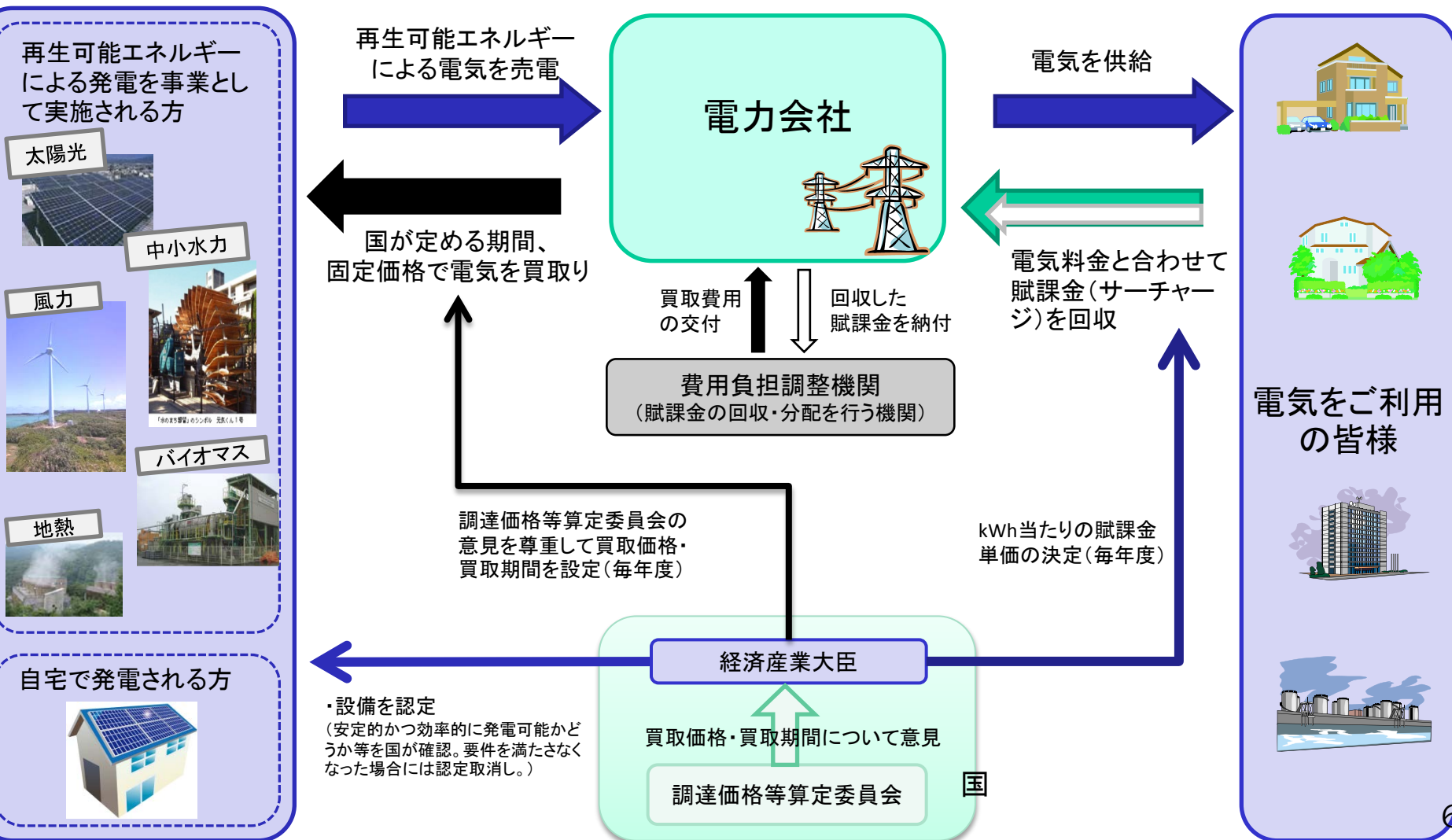
→ 今年を「再生可能エネルギー元年」に。



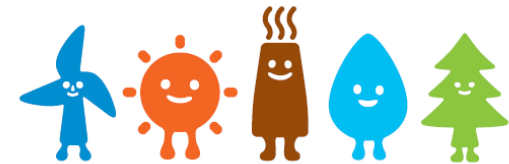
(注)「再生可能エネルギー等」の「等」には、廃棄物エネルギー回収、廃棄物燃料製品、廃熱利用熱供給、産業蒸気回収、産業電力回収が含まれる。
(出所)資源エネルギー庁「平成22年度電源開発の概要」を基に作成

固定買取価格制度の基本的な仕組み

- 本制度は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応ずるよう義務づけるもの。
- 政府による買取価格・期間の決定方法、買取義務の対象となる設備の認定、買取費用に関する賦課金の徴収・調整、電力会社による契約・接続拒否事由などを、併せて規定。



1 調達価格・調達期間について



みんなで育てる
再生可能エネルギー

固定価格買取制度にご理解ご協力を

- 買取価格及び買取期間は、経済産業大臣が毎年度、当該年度の開始前に定める。
- 経済産業大臣は、買取価格及び買取期間を定めようとするときは、調達価格等算定委員会の意見を聴き、その意見を尊重する。
- なお、経済産業大臣は、買取価格及び買取期間を定めるに当たり、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議するとともに、消費者問題担当大臣の意見を聴く。

【参考条文】

第3条第1項

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第1項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。（後略）

第3条第5項

経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（中略）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かななければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

- 買取価格・買取期間は、再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態、規模ごとに定める。
- こうした区分については、経済産業省令で定める。

【参考条文】

第3条第1項

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第1項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。（後略）

- 買取期間は、「電気の供給の開始の時から、発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間」を勘案して定める。

【参考条文】

第3条第3項

調達期間は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。

- 買取価格は以下の2点を基礎として算定する。
 - ①効率的に事業が実施された場合に通常要する費用
 - ②1キロワット時当たりの単価を算定するために必要な、1設備当たりの平均的な発電電力量の見込み（「当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量」）
- その際には以下の3点を勘案する。
 - ③再生可能エネルギー導入の供給の現状（「我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況」(※)）
 - ④適正な利潤
 - ⑤これまでの事例における費用（「法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて電気を供給する者の供給に係る費用」）
- なお、以上の算定プロセスにおいては、以下2点への配慮を行う。
 - ⑥施行後3年間は利潤に特に配慮
 - ⑦賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないこと

(※) 法律上、再生可能エネルギーの導入目標や導入見込量に基づいて買取価格を定めることとはされていない。

【参考条文】

第3条第2項

調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、（中略）再生可能エネルギー電気を供給しようとする者（中略）が受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。

第3条第4項

経済産業大臣は、調達価格等を定めるに当たっては、第16条の賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならない。

附則第7条

経済産業大臣は、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の施行の日から起算して3年間の限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする。

調達価格等算定委員会：

特措法第31条に基づき設置される委員会。委員は5名で両議院の同意が必要とされている。

＜調達価格等算定委員会委員＞（http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000015.html）

（座長）植田和弘	京都大学大学院経済学研究科教授
辰巳菊子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事・環境委員長
山内弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
山地憲治	公益財団法人 地球環境産業技術研究機構(RITE)理事・研究所長
和田 武	日本環境学会会長

第1回平成24年3月6日(火)12:30～14:30

- ・運営規程及び会議の公開について
- ・再生可能エネルギー特措法の概要と調達価格等算定委員会の検討事項
- ・欧州の固定価格買取制度について
- ・我が国における再生可能エネルギーの現状

第2回平成24年3月15日(木)7:00～9:00

- ・コスト等検証委員会の報告書の紹介
- ・買取価格・買取期間に関する論点

第3回平成24年3月19日(月)13:00～15:30

- ・ヒアリング①
- （社）太陽光発電協会 日本地熱開発企業協議会
- ソフトバンク(株) 日本商工会議所
- （社）日本風力発電協会 （社）日本経済団体連合会
- 日本小形風力発電協会

第4回平成24年4月3日(火)13:00～16:00

- ・ヒアリング②
- 公営電気事業経営者会議 日本製紙連合会、
- 全国小水力利用推進協議会、日本繊維板工業会、
- グリーンサーマル(株)、電気事業連合会、水ing(株)、
- 東京23区清掃一部事務組合、日本製紙連合会、
- バイオガス事業推進協議会、みずほ情報総研

第5回平成24年4月11日(水)10:00～12:00

- ・ヒアリングの結果について
- ・住宅用太陽光発電の買取方法について

第6回平成24年4月25日(水)10:00～12:00

- ・調達価格等算定委員会意見書作成の合意事項
- ・特に議論が必要な論点
- ・回避可能費用について
- ・バイオマス発電について（農水省、国交省より説明）

第7回平成24年4月27日(金)13:00～14:30

- ・調達価格等算定委員会意見書(案) / ・2012年度のサーチャージ額の試算

電源		太陽光		風力		地熱		中小水力		
買取区分		10kW以上	10kW未満	20kW以上	20kW未満	1.5万kW以上	1.5万kW未満	1,000kW以上 30,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満
費用	建設費	32.5万円/kW	46.6万円/kW	30万円/kW	125万円/kW	79万円/kW	123万円/kW	85万円/kW	80万円/kW	100万円/kW
	運転維持費 (1年当たり)	10千円/kW	4.7千円/kW	6.0千円/kW	—	33千円/kW	48千円/kW	9.5千円/kW	69千円/kW	75千円/kW
IRR		税前6%	税前3.2% (※1)	税前8%	税前1.8%	税前13% (※2)		税前7%	税前7%	
買取 価格 1kWh 当たり	税込 (※3)	42.00円	42円 (※1)	23.10円	57.75 円	27.30円	42.00 円	25.20円	30.45円	35.70 円
	税抜	40円	42円	22円	55円	26円	40円	24円	29円	34円
買取期間		20年	10年	20年	20年	15年	15年	20年		

（※1）住宅用太陽光発電について

10kW未満の太陽光発電については、一見、10kW以上の価格と同一のように見えるが、家庭用についてはkW当たり3.5万円（平成24年度）の補助金を加えると、実質、48円に相当する。

なお、一般消費者には消費税の納税義務がないことから、税抜き価格と税込み価格が同じとなっている。

（※2）地熱発電のIRRについて

地表調査、調査井の掘削など地点開発に一件当たり46億円程度かかること、事業化に結びつく成功率が低いこと（7%程度）等に鑑み、IRRは13%と他の電源より高い設定を行っている。

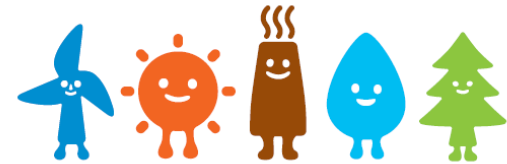
（※3）消費税の取扱いについて

消費税については、将来的な消費税の税率変更の可能性も想定し、外税方式とすることとした。ただし、一般消費者向けが太宗となる太陽光発電の余剰買取の買取区分については、従来どおりとした。

電源		バイオマス						
買取区分		ガス化（下水汚泥）	ガス化（家畜糞尿）	固形燃料燃焼(未利用木材)	固形燃料燃焼（一般木材）	固形燃料燃焼(一般廃棄物)	固形燃料燃焼（下水汚泥）	固形燃料燃焼（リサイクル木材）
費用	建設費	392万円/kW		41万円/kW	41万円/kW	31万円/kW		35万円/kW
	運転維持費（1年当たり）	184千円/kW		27千円/kW	27千円/kW	22千円/kW		27千円/kW
IRR		税前1%		税前8%	税前4%	税前4%		税前4%
買取価格 1kWh当たり	区分	【メタン発酵ガス化バイオマス】		【未利用木材】	【一般木材（含パーム椰子殻）】	【廃棄物系（木質以外）バイオマス】		【リサイクル木材】
	税込	40.95円		33.60円	25.20円	17.85円		13.65円
	税抜	39円		32円	24円	17円		13円
買取期間		20年						

2 特定契約の締結

・接続の請求について（第4、5条関係）



みんなで育てる
再生可能エネルギー

固定価格買取制度にご理解ご協力を

■特定契約本来の目的を超えて、電気事業者の利益を害するものである場合

1. 虚偽の申し込みを行った場合。
2. 正常な商慣習又は社会通念に照らして著しく不合理と認められる場合。
 - イ) 法令の規定に違反する内容を特定契約で定めようとする場合。
 - ロ) 電気事業者に対し、責めに帰すべき事由によることなく賠償を求める又は当該電気事業者の義務違反によって生じた損害を超えた賠償を求める旨の規定を特定契約で定めようとする場合。
 - ハ) 電気事業者の責めに帰する事由がない場合であっても特定供給者が一方的に解除することができる旨の規定を特定契約で定めようとする場合。
 - ニ) 電気事業者が特定供給者が反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力と関係ないことを確約する旨の規定を特定契約で定めようとする場合に、これに応じない場合。
3. 特定供給者が、接続の相手方とは異なる電気事業者と特定契約を結ぼうとする場合であって、当該電気事業者が当該特定供給者からの電気を受電するために追加的に支払うべき費用（その額の具体的根拠を示す書面が当該電気事業者から特定供給者に対して提出されている場合に限る。）を当該特定供給者が負担することにあらかじめ同意しない場合。【託送料金の支払い】
4. 複数の電気事業者に対して特定契約の申込みを行おうとする場合に、あらかじめ当事者間で定める売電量の按分方法について、発電する当日において変更することができる旨の規定を当該特定供給者が定めようとする場合（特定供給者が、卸電力取引所を活用して売電を行うことを妨げるものではない。）【部分買取の取扱】
5. 特定規模電気事業者又は特定電気事業者に対して特定契約の申込みをする場合であって、当該特定規模電気事業者又は当該特定電気事業者がその特定契約を締結することによって、自らの需要家に対して経済的に合理的な条件で電気を供給することができないおそれがある場合（特定規模電気事業者又は特定電気事業者が特定供給者に対し、その裏付けとなる根拠を示した書面を提出した場合に限る。）。【PPSの安定供給】

■法の施行に当たり必要不可欠な協力が得られない場合

1. 電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気の量を計量するに際して、特定供給者から必要な協力が得られないと見込まれる場合。具体的には以下のとおり。
 - イ) 電気事業者の職員が、計量に必要な作業を行うため又は電力量計の補修・交換をするため必要な範囲において、認定発電設備や特定供給者が管理する変電所又は開閉所が所在する敷地に立ち入ることを、特定供給者が認めない場合。
 - ロ) 電気事業者の指定する日の計量に特定供給者が協力しようとししない場合。
2. 特定契約に基づき電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気の代金の支払に関して、以下の事項に反する規定を定めようとする場合。
 - イ) 支払単位について、1月単位とすること
 - ロ) 支払日について、計量日の属する月の翌月の20日（20日が休日である場合には、翌営業日）を限度として、電気事業者が指定する日とすること
 - ハ) 支払方法について、預金口座へ振り込む方法によること
3. 特定供給者が発電設備の変更認定を行った場合に、それに関する変更契約の締結を行うことに、特定供給者があらかじめ同意しない場合。

■ 特定供給者が接続に必要な費用を負担しない場合

1. 特定供給者が、認定発電設備によって発電した電気を供給するため、当該認定発電設備と電気事業者の変電所又は送配電線を接続するために必要となる費用であって、以下に掲げるものを負担しない場合。
 - ① 接続地点である電気事業者の変電所又は送配電線に接続するための変電及び送配電に係る設備（電源線）の敷設費用、並びに認定発電設備と接続地点である電気事業者の変電所又は送配電線との間に設置される、接続に当たって電圧を調整するために必要な装置の設置に係る費用。
 - ② 売電量を計測するために必要な計量器の設置に係る費用、及び電気事業者からの指令等を受けるために必要な通信設備の整備に係る費用、並びに、電気事業者が系統運営を目的として発電所に設置されている機器を監視・制御するための発電所の構内に設置する監視制御装置、及び500kW以上の太陽光又は風力発電設備を用いて売電を行う者が情報伝送装置を用いて出力抑制を行うことを希望する場合においては、その出力抑制を行うために必要な制御装置及び情報伝送装置に係る費用。
2. ただし、これらの費用を負担しないことを理由に接続を拒むことができるのは、経済産業省令に定める要件に該当するとしても、電気事業者が接続に必要な費用の具体的内容及びその理由、特定供給者に負担を求める費用の積算の根拠について書面による開示を行った場合に限ることとする。

■ 系統運営上必要な措置（出力抑制）に協力しようとしない場合

1. 電気事業者による電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれる場合に、当該電気事業者が以下に掲げる措置（以下、「回避措置」という。）を講じた上で、1年を8760時間として、**年8パーセント以内の割合（720時間以内）に限って、500kW以上の太陽光発電設備及び風力発電設備を用いる特定供給者の供給する再生可能エネルギー電気を補償措置なく抑制することができる**ことについて、当該特定供給者があらかじめ同意しない場合。

- ① 一般電気事業者が保有する発電設備（原子力発電設備、揚水式以外の水力発電設備及び地熱発電設備を除く。）の出力抑制
- ② 卸電力取引所を活用する等、需要量を上回ると見込まれる供給電力を売電するための措置

なお、当該電気事業者は、これらの回避措置を講じたとしても、なお電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれると判断した根拠及び実際に実施した出力抑制の内容を、出力抑制後遅滞なく当該特定供給者に書面で通知することにあらかじめ同意しなければならない。

（注）ドイツの場合と異なり、年8パーセント以内の割合との上限に関する定めを設ける。

2. **天災事変の場合、電気事業者が保有する電気工作物の構内に第三者の無断の立入りがあった場合、定期検査の場合において、電気事業者が補償措置なく出力抑制できる**ことに特定供給者があらかじめ同意しない場合（ただし、当該電気事業者が出力抑制の理由について、当該特定供給者に対し書面で説明することを条件とする）。

3. なお、**電気事業者が上記1及び2以外で行う出力抑制については、電気事業者が保有する発電設備（原子力発電設備、揚水式以外の水力発電設備及び地熱発電設備を除く。）の出力抑制などの1で規定した「回避措置」を講じた上であることを条件として、出力抑制を可能とする。ただし、この場合は、特定供給者に対しその出力抑制がなければ得られたはずの売電収入相当額の補償措置を行うことを条件とする**（当該電気事業者及び当該特定供給者の双方にとり全く予想外の事態が生じ、かつ、当該事態が当該電気事業者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかな場合は、この限りでない）。

■ その他の特定供給者が接続や系統運営上必要な措置に協力しようとししない場合

1. 特定供給者が認定発電設備の所在地、受電地点並びに定格出力その他接続の請求に関し不可欠な情報を提供すること。
2. 電気事業者の職員が、保安上必要な場合に、認定発電設備や特定供給者が管理する変電所若しくは開閉所が所在する敷地又は認定発電設備や特定供給者が管理する変電所若しくは開閉所に立ち入ること。
3. 出力抑制に応じるために必要となる通信設備の設置、対応要員の配置などの体制の整備を行うこと。

■ 電気事業者が接続の実現に向けた措置を講じた上でなお接続が困難な場合

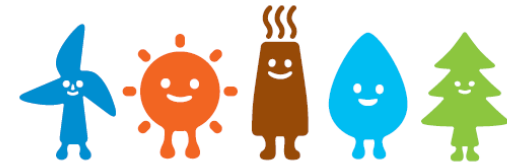
上記の出力抑制を行うことを前提としてもなお、当該接続により送電可能な量を超えることが合理的に見込まれる場合は、電気事業者が特定供給者に対して送電可能な量を超えることについて書面により情報開示を行った場合であって、かつ、電気事業者が以下のいずれかの対応を行った場合。

- ① 特定供給者が希望する接続地点以外であって、特定供給者にとって、技術的・経済的にみて優れていると考えられる接続可能な地点を提示し、その根拠を書面により説明した場合。
- ② 特定供給者が希望する接続地点以外の上記に掲げる接続可能な地点の提示が著しく困難な場合において、その理由について書面により説明した場合。

■ 接続の請求やその内容が明らかに不正又は不当である場合

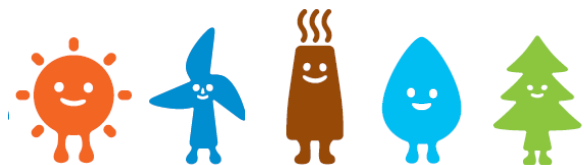
1. 接続の請求に関し、虚偽の請求を行った場合。
2. 接続の請求が正常な商慣習又は社会通念に照らして著しく不合理と認められる場合。

3 設備認定に関わること（法第6条関係）



みんなで育てる
再生可能エネルギー

固定価格買取制度にご理解ご協力を



1. 調達期間中、導入設備が所期に期待される性能を安定的に維持できるような**メンテナンス体制が常時国内に確保されていること**（メンテナンス体制を示す書類（※）を添付すること）。

※ 当該設備のメンテナンスをメーカーや外部に行わせる場合には、当該メーカーや外部に国内メンテナンス体制が常時確保されていること及び問題が生じてから3ヶ月以内に修理作業を開始できること、それぞれを証明する書面をいう。また、発電事業者自らがメンテナンスを行おうとする場合には、発電事業者が上記と同様の対応が可能であることを説明したメンテナンスを行う国内社内体制（技術者の配置状況）を証明する書面をいう。

2. 電気事業者に供給された再生可能エネルギー電気の量を**計量法に基づく特定計量器を用い適正に計量することが可能な構造となっていること**（配線図及び構造図を添付すること）。

3. **発電設備の内容が具体的に特定されていること**（製品の製造事業者及び型式番号等当該認定設備の内容を特定することのできる記号・番号を証する書類、又は、設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を添付すること）。

4. 法に基づく賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないことを担保するため、また、次年度以降の調達価格等の算定のため、各再生可能エネルギーのコスト構造を把握するため、**当該設備の設置にかかった費用（設備費用、土地代、系統への接続費用、メンテナンス費用等）の内訳及び当該設備の運転にかかる毎年度の費用の内訳を虚偽なく記録し、かつ、定期的に提出すること。**



太陽光発電

1. 10kW未満の太陽光発電設備については、これまでも国による補助金の受給要件として活用されてきた実績を踏まえ、**JIS基準（JISC8990、JISC8991、JISC8992-1、JISC8992-2）又はJIS基準に準じた認証（JET（一般財団法人電気安全環境研究所）による認証）を受けたもの、又はJET相当の海外の認証機関の認証）を得ていること。**
2. **10kW未満の太陽光発電設備については、余剰配線（発電された電気を同一需要場所の電力消費に充て、残った電気を電気事業者に供給する配線構造）となっていること。**
3. 事業者が複数の住宅に、それぞれ10kW未満の太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が10kW以上となる場合（いわゆる「**屋根貸しモデル**」）にあつては、**①各住宅について全量配線（発電された電気を住宅内の電力消費に充てず、直接電気事業者に供給する配線構造）となっていること。②各住宅の屋根の賃借に係る契約書を添付すること。**
4. 太陽光パネルのモジュール化後の**セルの変換効率**が、以下のパネルの種類に応じて、それぞれ定める変換効率以上のものであることについて確認できるものであること。

シリコン単結晶系	13.5%以上
シリコン多結晶系	13.5%以上
シリコン薄膜系	7.0%以上
化合物系	8.0%以上



風力発電

- ☐ 住宅用への導入も想定される **20kW未満の小型風力**については、**JIS基準（JISC1400-2）又はJIS基準に準じた認証（JSWTA（日本小形風力発電協会）が策定した規格の認証又はJSTWA認証**相当の海外の認証機関の認証）を得ていること。



水力発電

- ☐ 設備の出力（複数の発電機により発電設備が構成されているときは当該発電機の出力の合計）が **3万kW未満であること**（証明のための書類として、電気事業法に基づく電気工作物の工事届出を添付すること）。
- ☐ **揚水式発電ではないこと。**



地熱発電

- ☐ 特段、個別の要件は設けない。

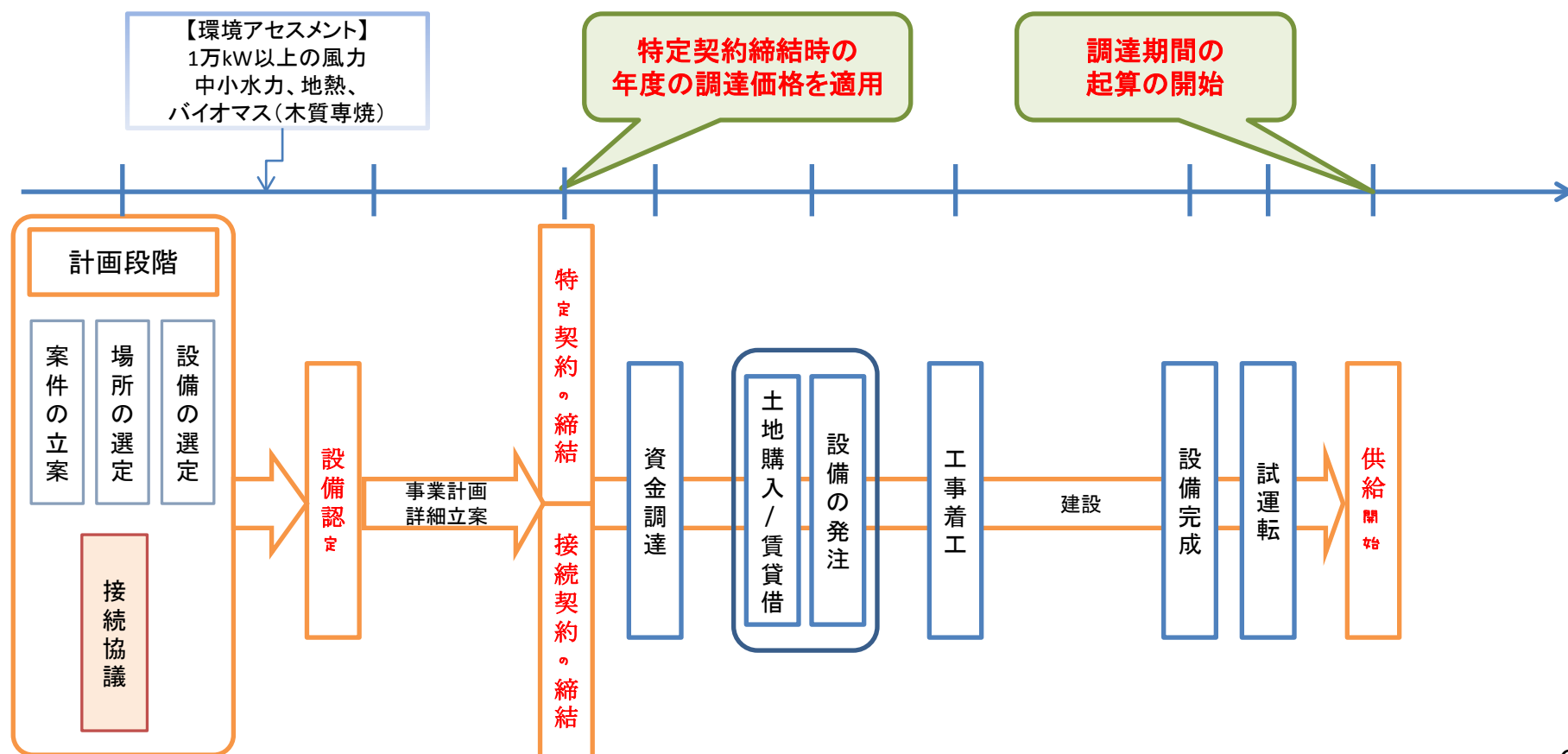


バイオマス発電

1. 使用するバイオマス発電のバイオマス比率を正確に算定できる管理体制を整備するとともに、燃料の使用量、発熱量等の算定根拠を帳簿に記載しつつ発電し、**毎月1回当該バイオマス比率を算定できる体制を整えること。**
2. 使用するバイオマス燃料について、その利用により、**当該バイオマス燃料を活用している既存産業等への著しい影響がないものであること。**
3. 既存産業への影響を判断するため、また、適用する調達区分を判断するため（※）、**使用するバイオマス燃料について、その出所を示す書類を添付すること**（異なる複数の調達区分が存在する木質バイオマス（リサイクル木材を除く）を燃焼する発電については、グリーン購入法に基づく「間伐材チップの確認のガイドライン」に準じたガイドラインに基づいた証明書を当該出所を示す書類として添付すること。）。

※なお、バイオマス発電については、その燃料種により適用される調達価格が異なることから、添付書類により、当該バイオマス燃料がどの調達区分のものであるかを判断できない場合には、調達価格が最も低いリサイクル木材の価格を適用することとする。

- 適用される調達価格等については、事業計画の円滑な遂行上、極力早期に確定させたいとの要請がある一方、有利な調達価格等を取りあえず確保するため、事業計画策定途上で調達価格等だけ確定させようとする不正事案が生じることも懸念される。
- このため、電気事業者との特定契約の締結時を基準時として、当該年度の調達価格を適用することとする。他方、調達期間は、特定供給契約に基づき、電力会社に電気の供給を開始した時点から起算を開始することとする。



その他、価格の適用関係

■ 価格区分の異なる複数の認定設備を併用する場合の取扱い

複数の種類の再生可能エネルギーの設備を併設する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる設備となっており、それが配線図等により確認できる場合は、それぞれについて個別に設備認定を行い、適切な調達価格を適用する。

合計量しか計測できない場合は、適用する調達価格が低い方の設備に適用される価格を採用する。

■ 新規及び重要な部分の追加・変更が生じる場合

いったん認定を受けた設備に変更が生じる場合、再度認定を受けなければならない。

増設・リパワリングによる電気の供給量が明確に計測でき、それが配線図等により確認できる場合、その出力の増加分について、買取対象とすることができる。

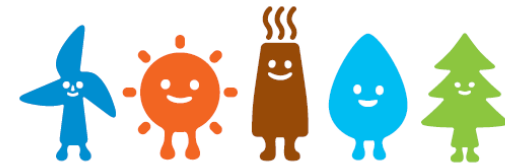
認定手続

■ 設備認定申請書、必要な添付書類等の提出先は地方経済産業局とする（※）。

※ 件数が多く見込まれる住宅用太陽光発電については、設備認定支援システムを構築し、手続を簡素化（別途マニュアル参照）

■ 申請書様式は別途。

4 税制について



みんなで育てる
再生可能エネルギー

固定価格買取制度にご理解ご協力を

1. グリーン投資減税

【概要】再生可能エネルギー設備等を取得した場合の**30%特別償却**又は法人税額(所得税額)の**7%税額控除**(中小企業のみ)。但し、太陽光発電設備、風力発電設備については、**初年度即時償却(100%)**が可能。
【措置期間】平成25年度末まで(即時償却については、平成24年度末まで)

【対象設備(10設備)】

太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス利用装置(バイオマス利用メタンガス製造装置等の5設備)
未利用エネルギー利用設備(雪氷熱利用設備等の3設備)

※太陽光発電設備は、固定価格買取制度の認定を受けた10kW以上の設備が対象。

※風力発電設備は、固定価格買取制度の認定を受けた10,000kW以上の設備が対象。

2. 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

【概要】固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備を取得した場合に、**固定資産税を3年間2/3に軽減**。
【措置期間】平成25年度末まで

【対象設備(5設備)】

太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、水力発電設備、地熱発電設備

【再生可能エネルギー設備】



【太陽光発電設備】



【風力発電設備】



【バイオマス発電設備】



【地熱発電設備】



【水力発電設備】